

別紙1

「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」 に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本件改正案第3条第3項第5号に規定する「監査における不正リスク対応基準」には、「監査における不正リスク対応基準」本体の前に付されている「監査における不正リスク対応基準の設定について」が含まれるのか。このような部分は、基準設定の経緯等を述べたにすぎず、規範性を付与するには冗長過ぎる部分であることから、含まないとするべきである。</p>	<p>貴見のとおり、改正案第3条第3項第5号に規定する「監査における不正リスク対応基準」には、「監査における不正リスク対応基準の設定について」は含まれません。</p> <p>「監査における不正リスク対応基準の設定について」（いわゆる前文）は、「監査における不正リスク対応基準」の設定の経緯や内容、考え方などを説明しているものです。</p>
2	<p>「監査における不正リスク対応基準の設定について」二3（3）は、「本基準は四半期レビューには適用されない」としている。しかし、前記のとおり、この部分は、規範性を有しないとするべきである。それにもかかわらず、基準本体だけからは、四半期レビューに適用がないということが明らかではない。</p> <p>したがって、法令において「監査における不正リスク対応基準」は四半期レビューに適用がないということを明らかにするべきである。</p>	<p>附則において年度監査と中間監査の適用について明確化しています。従って、記載のない四半期レビューについては、適用がないこととなります。</p>
3	<p>本改正案の第3条第4項第2号では、「最終事業年度」という表現が使われている。最終事業年度は、公認会計士法及び同施行令において「大会社等」の範囲を定める際にも使用されているが、元々は会社法第2条で定義されている用語である。</p> <p>監査証明府令上、会社法の定義と同様の理解となるのか否か、確認したい。</p>	<p>貴見のとおり、会社法の定義と同様の理解です。</p>
4	<p>本改正案の附則では、平成25年4月1日以後開始する事業年度等に係る財務諸表等の監査証明について適用する旨が記載されているが、企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という。）では、平成26年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する旨が記載されている。</p> <p>例外的なケースではあるが、被監査会社において決算期の変更を伴う場合には、監査証明府令と意見書で適用が異なり、実務的に混乱が生じる懸念がある。また、監査における不正リスク対応基準の「第三 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理」についても、平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することを意図しているように読める。</p> <p>監査証明府令により、金融商品取引法に基づ</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「意見書」で示された適用時期と合わせ、平成26年3月31日以後終了する事業年度及び連結会計年度と修正しました。</p>

<p>く監査において準拠すべき監査基準が指定されることになるため、適用時期について意見書と異なる記載がなされると、監査証明府令による記載が意見書に優先することになるようにも思われるため、意見書で示された適用時期を意図するものであることを確認したい。</p>	
--	--